

窯跡①

発掘作業工程	必要となる成果
<p>事前準備 作業実施計画に関する現地での打合せ、安全対策に関する協議や準備、現場事務所や機材庫等の設営、土地の借上げ、調査を円滑に進めるための各種工事（進入路工事、立木等の伐採、ボーリング調査等）、調査補助員、作業員等の雇用等の業務がある。 これらの事前準備は、開発事業や遺跡の内容に関する諸条件を考慮した上で必要な措置をとることとするが、上記のうち各種工事については、協議の上、開発事業者や他部局の協力を求めることが望ましい。</p>	<p>遺跡位置図 物理探査成果等</p>
<p>表土等掘削前の現況の記録作成 本発掘調査によってその土地に改変が加えられる前に、遺跡の立地及び地形の状況を正確に記録しておく必要がある。 地形測量範囲については、遺跡の立地状況の特徴を表現するため、調査対象区域だけでなく、周辺地域を含めた範囲を行う場合もある。ただし、周辺地域の範囲については、開発事業者及び土地所有者と協議の上、事前に合意を得ておく必要がある。 地形測量については業者委託も考えられるが、専門的知識が必要なものは、調査職員が直接行うか、あるいは業者委託する場合でも、調査担当職員の指示のもとに行う必要がある。 また遺跡の正確な位置を記録するために、世界測地系第V系に基づいた座標値が三点以上示された測量図を作成する。必要に応じて地形測量図等の提供を開発事業者側に求める場合もある。 写真については表土等掘削前における遺跡の立地、現況が十分理解できるものを撮影する必要がある。</p>	<p>基準点・水準点測量成果</p> <hr/> <p>表土等掘削前測量図</p> <hr/> <p>表土等掘削前遺跡全景写真・映像記録</p>
<p>表土等の掘削 表土と遺物包含層上面までの土を人力によって除去する。</p>	<p>表土掘削前空中写真</p>
<p>調査区・土層観察用ベルトの設定 試掘・確認調査等の結果をもとに決定された本発掘調査範囲に調査区の設定を行う。この際、実測・遺物取り上げ用のグリッド杭を設定する。設置するグリッド杭の内、最低三点には第V系の座標値を示すものとする。グリッドの間隔や設置の時期は各々の遺跡の状況を考慮するが、設置については、表土掘削後に行うのが一般的である。 調査区の堆積土層の記録は、遺跡の変遷・埋没過程を知るためや、複数の遺構面が存在する場合の、それぞれの新旧関係を把握するために不可欠のものである。土層の記録は通常の調査区の場合、直交する二つの壁面で行うのが一般的であるが、窯跡の遺構部分については、窯跡の縦断主軸方向とそれに直交する横断軸方向に数箇所の堆積土層の記録が必要である。 なお、堆積土層の記録は遺跡のおおよその様相が判明した段階で行うこともある。</p>	<p>調査区配置図</p> <hr/> <p>地区割り図</p> <hr/> <p>調査区基本土層図</p> <hr/> <p>写真・映像記録</p>
<p>遺構検出 表土等掘削後、遺構確認面の精査を行う。通常この段階で遺構の状況が概ね把握され、大まかな遺跡の内容が把握される。 遺構確認面の精査はジョレン・草削り・移植ゴテ等を用いて人力で行う。遺構の平面形等が確認できる場合は、写真等の必要な記録をとる。またこの段階で、遺構の掘削方法を検討・記録するために、遺構配置状況を記した遺構配置図を作成する。</p>	<p>遺構検出状況平面図</p> <hr/> <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <hr/> <p>遺構検出状況空中写真</p> <hr/> <p>遺構配置図</p>
<p>窯跡埋土の掘削 窯跡を検出した段階で、主軸とそれに直交するトレンチを設定し、床面までの深さ、長軸の方向、層位を確認する。床面直上までは、移植ゴテ等を用いて掘削する。埋土中の遺物の取り上げ方法については、その出土状況に特別な考古学的情報が認められない限り、窯跡内の区画単位で層位ごと一括して取り上げる。 床面の遺物は、出土状況に注意しながら、移植ゴテ、竹ベラ等を用いて慎重に掘り進める必要がある。床面には、製品崩落防止のため砂が撒かれている場合があるので注意を要する。</p>	<p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断面図 ・遺構平・断面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況図・写真 ・映像記録
<p>床面遺物の記録 床面遺物は窯跡の年代決定や焼成時の製品の置き方を復元するために重要である。通常の窯跡は、製品が持ち出された後と考えられる。焼台（二次焼成を受けて割れた製品や粘土等）や残された製品が原位置を保っている場合、遺物出土状況図等の必要な記録をとる。</p>	

*見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺跡位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院発行の 1/25,000 等の地形図に位置を表示する。 委託調査等に関する成果簿、図面類 	<p>報告書作成時に、遺跡の正確な位置が一目でわかるものが必要である。</p>
<p>基準点・水準点測量成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4 級程度 	<p>調査箇所の正確な位置を把握することは、その後の開発計画との調整等のため、或いは、重要な遺構、遺物が出土して遺跡保存となり、将来、史跡整備を行う場合に必要不可欠である。そのためには世界測地系により正確な位置の記録が必要である。</p> <p>遺跡の近辺に公共基準点等が設置されている場合にはそれを利用することができるが、付近にない場合には測量士による調査用の基準点・水準点の設置が必要である。</p>
<p>表土等掘削前測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/200～1/500、等高線 50cm～1m 程度（業者委託可） 地表面に明確な人為的痕跡を残す場合 → 有意な情報が十分に表現可能な程度の仕様のもの（業者委託の場合は調査職員の指示が必要） <p>表土等掘削前全景写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照） 立地状況がよく分かる複数方向から撮影 報告書に大型版で掲載する機会が多いのでそれに耐え得る仕様のもの。 <p>表土掘削前空中写真（場合による）</p>	<p>遺跡の立地はその遺跡の性格を考える上で重要な要素であり、調査によって改変が加えられる前に、遺跡の立地する地形の諸属性を正確に把握しておく必要がある。また地形測量による微地形の把握により、地下遺構の位置や広がりについておおよその目安が付き、円滑に作業を進めていくことが可能となる。</p> <p>ただし、遺構の存在を反映する微妙な起伏が認められず、既に比較的詳細な地形測量図がある場合や、市街地等で地形に大幅な改変が加えられ、旧地形を留めていない場合には、改めて地形測量を行う必要はなく、工事計画図面、都市計画地図等の既存図面で代用することができる。</p>
<p>調査区配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の規模により変動するが、通常縮尺 1/200～1/500 程度 <p>地区割り図（遺構平面割付図）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/200～1/500 程度 	<p>調査区配置図とは調査区の配置状況が正確に表示された図面であり、遺構配置図作成の基礎となるものである。通常基準点杭の位置やグリッド杭の位置も記載する。調査区が小面積の場合は下記の地区割り図と兼ねる場合もある。</p> <p>また調査区が広い場合や数ヶ所に分かれる場合は、各調査区ごとに各遺構平面図が調査区のどこに対応するのかを表示する図面（地区割り図・遺構平面割付図）が必要となる場合がある。</p>
<p>調査区基本土層図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20 程度 色調、土質等の土層の注記は「標準土色帖」等客観的な基準に基づいて行う。 堆積状況に関する調査所見を記入する <p>調査区基本土層写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層全体もしくは堆積状況がより明確に分かる部分を撮影する。 	<p>遺構面が複数存在する場合や、遺物包含層が複数堆積している場合には、これらの形成状況・上下関係を正確に記録しておく必要がある。</p> <p>なお、丘陵に立地する遺跡で、遺構面を覆う層が表土のみである場合等、極めて単純な堆積状況を示す遺跡の場合は省略することもある。</p>
<p>遺構検出状況平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の切り合い関係を示す図面 縮尺は状況に応じて選択 <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 考古学的重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 程度 遺構の番号、位置や切り合い関係、覆土等の情報を整理した図面。 	<p>遺構はその性質上、掘り上げてしまえばその内容について再検証することは極めて困難である。したがって遺構の重複関係が平面的に確認できる場合等には、より客観的な記録保存を行うために検出時の記録をとる必要がある。</p> <p>ただし、遺構検出状況は写真で十分表現できないことも多く、遺構平面の検出状況やその考古学的重要度を考慮した上で、写真撮影の必要性を個別に判断する。</p> <p>また、遺構配置図は、遺構相互の関連や重複関係の矛盾等を検討し、全体の遺構変遷を整理、検証しつつ掘削を進める上で有効であるので、この段階で作成する。</p>

※ 10 頁参照

窯跡③

発掘作業工程	必要となる成果
<p>床面及び壁面の記録 遺物を取上げた後、床面を精査する。製品を置いた痕跡が焼成状況の違いによって色調としてあらわれる場合があり、焼成時の製品の置き方が想定できる場合がある。このため、色調の違いやその範囲を記録する。</p>	<p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断面・立面図 ・遺構平・断面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況図・写真 ・映像記録
<p>煙道・排水溝・階段・上屋の痕跡等附属施設の確認と記録 窯跡の周囲、前庭部を精査し、煙道、排水溝、作業のための階段、通路、上屋の柱穴等の附属施設の検出を行う。</p>	
<p>灰原の調査 窯跡の主軸に合わせた縦・横断土層観察用ベルトを設定する。土層観察用ベルトの延長で設置するのが望ましいが、灰原の範囲等に応じて本数を増やすこともある。灰原の掘削は移植ゴテ等を用い、遺物の出土状況と層位との関係に注意しながら慎重に掘り進める必要がある。一般に窯跡本体が切り合うことは少ないので、灰原の重複関係で新旧関係が把握されることが多い。</p>	
<p>調査区全体図作成・全体写真撮影 全体の遺構掘削終了時に行われる遺跡（調査区）全体や遺構のまとまりごとの図作成及び写真撮影。遺跡全体の状況が一目で把握できる総括的な記録であり、利用される頻度も高い。</p>	<p>調査区全体図・地形測量図 調査区全体写（空中写真）・映像記録</p>
<p>補足調査 窯跡は床面のかさ上げを行うことが多く、複数の床面をもつ場合がある。必要な記録をとった後、断ち割り調査を行い、下層の確認を行う。下層の床面に遺物が残っていた場合には、上記の床面遺物の記録と同じ手順で調査を行う。また、操業開始時の床面でも排水等のための地下構造の有無を確認する必要があるため、断ち割り調査は必要である。 断ち割りを設定する位置は、土層断面図では表現しきれない窯跡の形態を記録する起伏図もとれる場所が望ましい。 遺跡によっては、その年代等を把握する上で考古地磁気年代測定等の自然科学分析を行う場合がある。この場合、必要なサンプルの採取、分析を行うが、専門家による採取が必要な場合もある。</p>	<p>トレンチ位置図 ・断面土層図・写真 ・地下構造平面図 ・映像記録 土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品 分析成果品</p>
<p>埋め戻し 調査後の埋め戻しは行わないことを原則とするが、調査現場の安全管理上、または遺跡、遺構の保存等の理由により埋め戻しを行う際には、埋め戻しの手法や保存した遺構の位置等について具体的な記録を残しておく必要がある。</p>	
<p>撤収・引渡し 現地調査が完全に終了する前に、調査漏れの事項がないか再度確認を行う。確認終了後、発掘機材の撤収や現場事務所等調査に関連する設備等の撤去作業を行う。撤去後の現場は安全管理等に関する必要な措置をとり、速やかに本発掘調査の委託者等の関係者に報告し、現場の引き渡しを行う。</p>	

*見開きの頁で1組

窯跡④

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺構平・断面・立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/10～1/20 程度 <p>遺構平・断面写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>遺物出土位置の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺物台帳等。電子媒体に記録したものでよい。 <p>遺物出土状況図・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面は縮尺 1/10～1/20 程度 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>映像記録</p>	<p>主として遺物と遺構の関係や遺構の埋没過程についての記録が主要な成果品となるが、本工程は発掘調査の中核をなす部分であり、各種遺構・遺物のもつ重要度にあわせて適切な記録をとる必要がある。</p> <p>各種遺構の完掘状態の記録は、調査記録として利用される頻度が最も高いものであり、その重要度や性格に関する情報を客観的かつ十分な精度を保つ方法によって記録する必要がある。</p> <p>窯壁立面図においては、窯内の熱変化の状況（酸化、還元、溶解部分）を詳細に記録する。</p> <p>各種の附属施設の記録は、構造や使用状況等が十分に表現可能な記録方法をとる。</p> <p>平面位置、標高、出土位置、調査区等必要な情報を記録したもの。遺物は 1～2m の小グリッド単位で取上げることが望ましい。</p>
<p>調査区全体図・地形測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/10～1/20 程度の平面図を縮小、合成して、1/100～1/200 程度、等高線間隔 20～25cm の全体図を作成するが、遺跡の規模・性格によって適宜選択する。 完掘時の遺構配置及び地形が表現されているもの。 <p>調査区全体（空中）写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常報告書に大型版で掲載される写真として耐えうる仕様のもの。 	<p>遺跡完掘時の記録は、その遺跡の全体像を把握する上で最も有効なものである。この時点における記録作成は不可欠であり、かつ十分な精度を持って行う必要がある。</p> <p>調査区全体図は、大規模な調査の場合は空中写真撮影・測量によることも多いが、調査面積等の条件によっては部分ごとの遺構平面図（縮尺 1/10 から 1/20 程度）を合成して作成することもある。完掘写真については、その遺跡の特徴が最大限に表現できるよう十分配慮する必要がある。特に大規模遺跡の場合は、遺跡全体が俯瞰できる写真による記録化が望ましいが、小規模な遺跡の全体写真は写真用やぐらまたは高所作業車等を用いることが多い。</p>
<p>トレンチ位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 既作成の平面図を利用してもよい。 <p>断面土層図・写真等</p> <p>→他の断面土層図の仕様に準ずる。</p> <p>地下構造平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/10～1/20 程度 <p>映像記録</p>	<p>工程「表土掘削」から工程「調査区全体図作成・全体写真撮影」のものに準ずる。</p> <p>壁面の断ち割り土層図においては、酸化、還元、溶解部分を記録する。</p>
<p>土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構、土層の種類に応じた仕様とする。標準的な手法によるものとし、試験研究途上の手法は避ける。 	<p>現状保存が困難ではあるが、その地域における歴史資料として極めて重要な意義を持ち、記録として最低限必要な場合には、遺構の切り取り、土層の剥ぎ取り、型取り等を行う場合がある。</p>
<p>分析成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者等に委託する場合が大半。 各種の分析データ、それに基づく分析結果。 標準的な手法による分析とし、試験研究的な手法による分析は避ける。 	<p>窯体等の焼土が存在する遺構については、考古地磁気測定法による年代測定を行う場合がある。特にこの分析においては専門家による現地でのサンプル採取が絶対不可欠である。分析採取は、必要な図面、写真等の記録作業が終了した段階で行う。その他、遺跡、遺構を理解する上で必要不可欠な場合には、必要に応じて自然科学的分析を行うことがある。</p>

製鉄遺跡①

発掘作業工程	必要となる成果
<p>事前準備 作業実施計画に関する現地での打合せ、安全対策に関する協議や準備、現場事務所や機材庫等の設営、土地の借上げ、調査を円滑に進めるための各種工事（進入路工事、立木等の伐採、ボーリング調査等）、調査補助員、作業員等の雇用等の業務がある。 これらの事前準備は、開発事業や遺跡の内容に関する諸条件を考慮した上で必要な措置をとることとするが、上記のうち各種工事については、協議の上、開発事業者や他部局の協力を求めることが望ましい。</p>	<p>遺跡位置図 物理探査成果等</p>
<p>表土等掘削前の現況の記録作成 本発掘調査によってその土地に改変が加えられる前に、遺跡の立地及び地形の状況を正確に記録しておく必要がある。 地形測量範囲については、遺跡の立地状況の特徴を表現するため、調査対象区域だけでなく、周辺地域を含めた範囲を行う場合もある。ただし、周辺地域の範囲については、開発事業者及び土地所有者と協議の上、事前に合意を得ておく必要がある。 地形測量については業者委託も考えられるが、専門的知識が必要なものは、調査職員が直接行うか、あるいは業者委託する場合でも、調査担当職員の指示のもとに行う必要がある。 また遺跡の正確な位置を記録するために、世界測地系第Ⅴ系に基づいた座標値が三点以上示された測量図を作成する。必要に応じて地形測量図等の提供を開発事業者側に求める場合もある。写真については表土等掘削前における遺跡の立地、現況が十分理解できるものを撮影する必要がある。</p>	<p>基準点・水準点測量成果</p> <hr/> <p>表土等掘削前測量図</p> <hr/> <p>表土等掘削前遺跡全景写真・映像記録</p>
<p>表土等の掘削 表土と遺物包含層上面までの土を除去する。試掘・確認調査によって遺構深度が明らかな場合は通常重機を使用するが、立地条件等により重機の使用が困難な場合や、表土が薄く重機を使用すると地下の遺構に影響を与えるおそれのある場合は人力により表土掘削を行う。 また重機による表土掘削後には人力によって遺物包含層上面まで掘削・清掃を行う。</p>	<p>表土掘削前空中写真</p>
<p>調査区・土層観察用ベルトの設定 試掘・確認調査等の結果をもとに決定された本発掘調査範囲に調査区の設定を行う。この際、実測・遺物取り上げ用のグリッド杭を設定する。設置するグリッド杭の内、最低三点には第Ⅴ系の座標値を示すものとする。グリッドの間隔や設置の時期は各々の遺跡の状況を考慮するが、設置については、表土掘削後に行うのが一般的である。 調査区の堆積土層の記録は、遺跡の変遷・埋没過程を知るためや、複数の遺構面が存在する場合の、それぞれの新旧関係を把握するために不可欠のものである。土層の記録は通常の調査区の場合、直交する二つの壁面で行うのが一般的であるが、遺跡の規模や性格、立地により適宜変える。 なお、堆積土層の記録は遺跡のおおよその様相が判明した段階で行うこともある。</p>	<p>調査区配置図</p> <hr/> <p>地区割り図</p> <hr/> <p>調査区基本土層図</p> <hr/> <p>写真・映像記録</p>
<p>遺物包含層の掘削 遺物包含層は、遺物の出土状況が示す考古学的情報を正確に把握できるような方法で掘削する必要がある。試掘・確認調査のデータに基づいて層位ごとに掘削を行う。 掘削方法は人力によって行い、遺物密度に応じて掘削する道具（スコップ、クワ、移植ゴテ等）を選択する。また遺物密度が極めて薄いかない場合には、その範囲だけ部分的に重機を使用することもある。 排土処理は調査効率が上がるよう、ベルトコンベアやキャリーダンプ等の機械力を使用することが多いが、調査環境によっては一輪車等人力によって行う場合もある。（遺構検出、遺構掘削の工程も同じ） 遺物の取り上げは、通常の堆積による遺物包含層の場合、グリッド単位で層位ごとに取りあげることが基本とするが、原位置を保ち出土位置に意味がある場合、または堆積状況に何らかの重要な情報が認められると判断される場合は、必要に応じて精査し、出土状況を記録した上で慎重に取り上げる。</p>	<p>遺物出土位置記録 （遺物台帳、CDR、ハードディスク等） 遺物出土状況写真・映像記録</p> <hr/> <p>遺物出土状況図 （廃棄単位のわかる土器溜まり等）</p>

*見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺跡位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院発行の 1/25,000 等の地形図に位置を表示する。 委託調査等に関する成果簿、図面類 	<p>報告書作成時に、遺跡の正確な位置が一目でわかるものが必要である。</p>
<p>基準点・水準点測量成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4 級程度 	<p>調査箇所の正確な位置を把握することは、その後の開発計画との調整等のため、或いは、重要な遺構、遺物が出土して遺跡保存となり、将来、史跡整備を行う場合に必要不可欠である。そのためには世界測地系により正確な位置の記録が必要である。</p> <p>遺跡の近辺に公共基準点等が設置されている場合にはそれを利用することができるが、付近にない場合には測量士による調査用の基準点・水準点の設置が必要である。</p>
<p>表土等掘削前測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/200～1/500、等高線 50cm～1m 程度（業者委託可） 地表面に明確な人為的痕跡を残す場合 →有意な情報が十分に表現可能な程度の仕様のもの（業者委託の場合は調査職員の監理が必要） <p>表土等掘削前全景写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。（以下写真については同じ） 立地状況がよく分かる複数方向から撮影 報告書に大型版で掲載する機会が多いことからそれに耐え得る仕様のもの <p>表土掘削前空中写真（場合による）</p>	<p>遺跡の立地はその遺跡の性格を考える上で重要な要素であり、調査によって変化が加えられる前に、遺跡の立地する地形の諸属性を正確に把握しておく必要がある。また地形測量による微地形の把握により、地下遺構の位置や広がりについておおよその目安が付き、円滑に作業を進めていくことが可能となる。</p> <p>ただし、遺構の存在を反映する微妙な起伏が認められない通常の集落遺跡で、既に比較的詳細な地形測量図がある場合や、市街地等で地形に大幅な改変が加えられ、旧地形を留めていない場合には、改めて地形測量を行う必要はなく、工事計画図面、都市計画地図等の既存図面で代用することができる。</p>
<p>調査区配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の規模により変動するが、通常縮尺 1/200～1/500 程度 <p>地区割り図（遺構平面割付図）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/200～1/500 程度 	<p>調査区配置図とは調査区の配置状況が正確に表示された図面であり、遺構配置図作成の基礎となるものである。通常基準点杭の位置やグリッド杭の位置も記載する。調査区が小面積の場合は下記の地区割り図と兼ねる場合もある。また調査区が広い場合や数ヶ所に分かれる場合は、各調査区ごとに各遺構平面図が調査区のどこに対応するのかを表示する図面（地区割り図・遺構平面割付図）が必要となる場合がある。</p>
<p>調査区基本土層図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20 程度 色調、土質等の土層の注記は「標準土色帖」等客観的な基準に基づいて行う。 堆積状況に関する調査所見を記入する。 <p>調査区基本土層写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層全体もしくは堆積状況がより明確に分かる部分を撮影する。 	<p>遺構面が複数存在する場合や、遺物包含層が複数堆積している場合には、これらの形成状況・上下関係を正確に記録しておく必要がある。</p> <p>なお、丘陵に立地する遺跡で、遺構面を覆う層が表土のみである場合等、極めて単純な堆積状況を示す遺跡の場合は省略することもある。</p>
<p>遺物出土位置記録（遺物台帳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面位置、標高、出土層位、調査区等必要な情報を記録したもの。電子媒体に記録したものでよい。 <p>遺物出土状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺物出土状況図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/5～1/20 程度 平面図及び立面・断面図又は、平面図にレベルの記入されたもの。 	<p>遺物は、出土した遺構や層位等との関連性が明らかになって初めて資料的価値を有する。したがって、遺物の出土位置が有意と認められる場合には、その記録をとる必要がある。ただし、通常の堆積状況を示す遺物包含層の場合はグリッド・層位ごとの記録とする。</p> <p>なお、遺物包含層中であっても、遺構との密接な関係が想定される場合や何らかの重要な情報が認められると判断される場合には、それぞれの出土位置情報を記録することもある。</p> <p>また、遺物の出土状況において、重要な情報を有し、かつ写真のみでは十分にその情報が記録できない時には、遺物の出土状況図を作成する場合がある。</p>

※10 頁参照

製鉄遺跡③

発掘作業工程	必要となる成果
<p>遺構検出</p> <p>遺物包含層の掘削後、遺構確認面の精査を行う。通常この段階で遺構の状況が概ね把握され、大まかな遺跡の内容が把握される。</p> <p>遺構確認面の精査はジョレン・草削り・移植ゴテ等を用いて人力で行う。遺構の平面形や遺構間の重複関係等が確認できる場合は、写真等の必要な記録をとる。またこの段階で、遺構の性格判定やその掘削方法を検討・記録するために、遺構配置状況を記した遺構配置図を作成する。</p> <p>製鉄関連遺構は、炉（堅形、箱形）、送風施設（フィゴ座）、前庭部（作業場）、滓溝、排滓場等の関連施設により構成される。遺構の状況が概ね把握された段階で炉の基軸とし、一連の遺構群を網羅したグリッド（0.25 から 1.0m）を改めて設定し、遺物の取り上げを行う。</p>	<p>遺構検出状況平面図</p> <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p>
<p>遺構埋土の掘削</p> <p>遺構検出で確認した遺構の切り合い関係をもとに、新しい遺構から順に掘り下げを行う。</p> <p>工房の埋土の掘削は、遺物の出土状況と層位との関係に注意しながら慎重に掘り進める必要がある。炉の規模や構造、遺存状況により、適宜十字（L字）ベルト等を設定し、掘削に先立ちサブトレンチを入れて土層を確認する。埋土中の遺物は炉を基軸にしたグリッドを単位として取上げを行う。</p> <p>また、鍛冶工程の鍛造剥片等の微細遺物を取上げるために工房床面を中心に埋土の全量、もしくは一定量のサンプリングを行い水洗選別等を行う。</p> <p>製鉄炉や鍛冶炉は、防湿、保温のための地下施設（地下構造）をもつ場合が多く、その調査は不可欠である。地下構造の掘削、全体の記録終了後、地下構造掘り方の断ち割り調査や遺構面の下に遺構、遺物がないか等、必要に応じて部分的にトレンチを入れて確認する。</p> <p>なお、近世以降のたたらの場合、「炉坪」と呼ばれる地下構造を再乾燥させるための存在する場合が多いので、地下構造の調査に先立って「炉坪」を掘り上げ、小舟の焚口等の地下構造の記録を作成する必要がある。</p> <p>下層に調査が必要となる遺構や遺物包含層が確認された場合には、表土等の掘削から補足調査までの作業を繰り返して行う。</p>	<p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断・立面図 ・遺構平・断・立面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況図・写真 ・土層剥ぎ取り、遺構切り等成果品 ・映像記録
<p>検出遺構の記録作業</p> <p>遺構検出、完掘時等各段階において、図面や写真による記録作業を行う。遺構の規模や種別・残存度によって記録方法は様々であるが、具体的な記録作業については「堅穴建物の標準」を準用する。</p>	
<p>遺物の洗浄・分類</p> <p>製鉄遺跡では、大量の炉壁、鉄滓が出土するため、水及び排水施設の確保や乾燥場所を考えると、調査現場での水洗処理が望ましい。水洗、乾燥が終了したものは、炉壁、滓に大別分類する。滓については、特殊金属探知機、標準磁石等を用い、鉄塊の抽出と滓の細別分類を行い、項目毎に重量計測を行う。発掘作業工程において物理的に困難な場合は、最低でも水洗、乾燥、大別までは終了させておくことが望ましい。</p>	<p>グリッド・細別分類別重量計測</p>
<p>調査区全体図作成・全体写真撮影</p> <p>全体の遺構掘削終了時に行われる遺跡（調査区）全体や遺構のまとまりごとの図面作成及び写真撮影を行う。遺跡全体の状況が一目で把握できる総括的な記録であり、利用される頻度も高い。</p>	<p>調査区全体図・地形測量図</p> <p>調査区全体写真（空中写真）・映像記録</p>
<p>補足調査</p> <p>遺跡によっては、その性格や年代を把握する上で自然科学分析を行う場合がある。この場合、必要なサンプルの採取と分析を行うが、専門家（専門業者）による採取が必要な場合もある。</p>	<p>分析委託成果品</p>

*見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺構検出状況平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の切り合い関係を示す図面。 縮尺は状況に応じて選択。 <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 考古学的な重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 程度 遺構の番号、位置や切り合い関係、埋土等の情報を整理した図面。 	<p>遺構はその性質上、掘り上げてしまえばその内容について再検証することは極めて困難である。したがって遺構の重複関係が平面的に確認できる場合等には、より客観的な記録保存を行うために検出時の記録をとる必要がある。</p> <p>また、遺構配置図は、遺構相互の関連や重複関係の矛盾等を検討し、全体の遺構変遷を整理、検証しつつ掘削を進める上で有効であるので、この段階で作成する。</p>
<p>遺構平・断面・立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/10～1/20 程度 <p>遺構平・断面写</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>遺物出土位置の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺物台帳等。電子媒体に記録したものでよい。 <p>遺物出土状況図・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面は縮尺 1/10～1/20 程度 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>映像記録</p>	<p>主として遺物と遺構の関係や遺構の埋没過程についての記録が主要な成果品となるが、本工程は発掘調査の中核をなす部分であり、各種遺構・遺物のもつ重要度にあわせて適切な記録をとる必要がある。</p> <p>各種遺構の完掘状態の記録は、調査記録として利用される頻度が最も高いものであり、その重要度や性格に関する情報を客観的かつ十分な精度を保つ方法によって記録する必要がある。</p> <p>製鉄炉においては操業時毎に各種平・断面図、完掘写真が必要である。また、平・断・立面図において炉内の熱変化の状況（酸化、還元、溶解部分）も詳細に記録する。</p>
<p>グリッド・細別分類別重量分布図</p>	<p>炉を中心とした遺物の分布状況を把握することは、炉の操業時の空間利用の仕方や生産工程を復元する上で不可欠の情報である。</p>
<p>調査区全体図・地形測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/10～1/20 程度の平面図を縮小、合成して、1/100 から 1/200 程度、等高線間隔 20～25cm 間隔の全体図を作成するが、遺跡の規模・性格によって適宜選択する。 完掘時の遺構配置及び地形が表現されているもの。 <p>調査区全体（空中）写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常報告書に大型版で掲載される写真であり、それに耐える仕様のもの。 	<p>遺跡完掘時の記録は、その遺跡の全体像を把握する上で最も有効なものである。この時点における記録作成は不可欠であり、かつ十分な精度を持つて行う必要がある。</p> <p>調査区全体図は、大規模な調査の場合は空中写真撮影・測量によることも多いが、調査面積等の条件によっては部分ごとの遺構平面図（縮尺 1/10 から 1/20 程度）を合成して作成することもある。完掘写真については、その遺跡の特徴が最大限に表現できるよう十分配慮する必要がある。特に大規模遺跡の場合は、遺跡全体が俯瞰できる写真による記録化が望ましいが、小規模な遺跡の全体写真は写真用やぐらまたは高所作業車等を用いることが多い。</p>
<p>トレンチ配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 既作成の平面図を利用してもよい。 <p>断面土層図・写真等→他の断面土層図の仕様に準じる。</p>	<p>工程「表土掘削」から工程「調査区全体図作成・全体写真撮影」のものに準ずる。</p> <p>炉体の断ち割り調査においては、酸化、還元、溶解部分を詳細に記録する。</p>
<p>土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構・土層の種類に応じた仕様とする。標準的な手法によるものとし、試験研究途上の手法は避ける。 	<p>現状保存が困難であるが、その地域における歴史資料として極めて重要な意義を持ち、記録として最低限必要な場合には、遺構の切り取り・土層の剥ぎ取り・型取り等を行う場合がある。</p>
<p>分析成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者等に委託する場合が大半。 各種の分析データ、それに基づく分析結果 標準的な手法による分析とし、試験研究的な手法での分析は避ける。 	<p>出土土器等により操業時期等が判断できない場合は、考古地磁気年代測定や ^{14}C 年代測定を行う必要がある。考古地磁気測定においては、専門家による現地でのサンプル採取が不可欠である。分析資料は、必要な写真、図面等の記録作業が終了した段階で行う。その他、遺跡、遺構を理解するうえで必要不可欠な場合には、必要に応じ自然科学分析（鉄塊、砂鉄、鉄滓の金属学的分析等）を行うことがある。</p>

※ 10 頁参照

製鉄遺跡⑤

発掘作業工程	必要となる成果
<p>埋め戻し 調査後の埋め戻しは行わないことを原則とするが、調査現場の安全管理上、または遺跡・遺構の保存等の理由により、土のうや砂、真砂土等により調査区の埋め戻しを行う場合がある。 なお、遺跡や遺構の保存等の理由により埋め戻しを行う際には、埋め戻しの手法や保存した遺構の座標上の位置等について具体的な記録を残しておく必要がある。</p>	
<p>撤収・引き渡し 現地調査が完全に終了する前に、調査漏れの事項がないか再度確認を行う。 確認終了後、発掘機材の撤収や現場事務所等調査に関連する設備等の撤去作業を行う。 撤去後の現場は安全管理等に関する必要な措置をとり、速やかに本発掘調査の委託者等の関係者に報告し、現場の引き渡しを行う。</p>	

*見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成 果 品 の 説 明

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺跡位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院発行の 1/25,000 等の地形図に位置を表示する。 委託調査等に関する成果簿、図面類 	<p>報告書作成時に、遺跡の正確な位置が一目でわかるものが必要である。</p>
<p>基準点・水準点測量成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4 級程度 	<p>調査箇所の正確な位置を把握することは、その後の開発計画との調整等のため、或いは、重要な遺構、遺物が出土して遺跡保存となり、将来、史跡整備を行う場合に必要不可欠である。そのためには世界測地系により正確な位置の記録が必要である。</p> <p>遺跡の近辺に公共基準点等が設置されている場合にはそれを利用することができるが、付近にない場合には測量士による調査用の基準点・水準点の設置が必要である。</p>
<p>表土等掘削前測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/200～1/500、等高線 50cm～1m 程度（業者委託可） 地表面に明確な人為的痕跡を残す場合 →有意な情報が十分に表現可能な程度の仕様のもの（業者委託の場合は調査職員の監理が必要） <p>表土等掘削前全景写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 （以下写真については同じ） 立地状況がよく分かる複数方向から撮影 報告書に大型版で掲載する機会が多いことからそれに耐え得る仕様のもの。 <p>表土掘削前空中写真（場合による）</p>	<p>遺跡の立地はその遺跡の性格を考える上で重要な要素であり、調査によって改変が加えられる前に、遺跡の立地する地形の諸属性を正確に把握しておく必要がある。また地形測量による微地形の把握により、地下遺構の位置や広がりについておおよその目安が付き、円滑に作業を進めていくことが可能となる。</p> <p>ただし、遺構の存在を反映する微妙な起伏が認められない通常の集落遺跡で、既に比較的詳細な地形測量図がある場合や、市街地等で地形に大幅な改変が加えられ、旧地形を留めていない場合には、改めて地形測量を行う必要はなく、工事計画図面、都市計画地図等の既存図面で代用することができる。</p>
<p>調査区配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の規模により変動するが、通常縮尺 1/200～1/500 程度 <p>地区割り図（遺構平面割付図）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/200～1/500 程度 	<p>調査区配置図とは調査区の配置状況が正確に表示された図面であり、遺構配置図作成の基礎となるものである。通常基準点杭の位置やグリッド杭の位置も記載する。調査区が小面積の場合は下記の地区割り図と兼ねる場合もある。</p> <p>また調査区が広い場合や数ヶ所に分かれる場合は、各調査区ごとに各遺構平面図が調査区のどこに対応するのかを表示する図面（地区割り図・遺構平面割付図）が必要となる場合がある。</p>
<p>調査区基本土層図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20 程度 色調、土質等の土層の注記は「標準土色帖」等客観的な基準に基づいて行う 堆積状況に関する調査所見を記入する <p>調査区基本土層写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層全体もしくは堆積状況がより明確に分かる部分を撮影する。 	<p>遺構面が複数存在する場合や、遺物包含層が複数堆積している場合には、これらの形成状況・上下関係を正確に記録しておく必要がある。</p>

※ 10 頁参照

都市遺跡、近世遺跡、寺院・官衙跡、城館跡③

発掘作業工程	必要となる成果
<p>遺物包含層の掘削</p> <p>遺物包含層は、遺物の出土状況が示す考古学的情報を正確に把握できるような方法で掘削する必要がある。試掘・確認調査のデータをもとに層位ごとに掘削を行う。</p> <p>掘削方法は人力によって行い、遺物密度に応じて掘削する道具（スコップ、クワ、移植ゴテ等）を選択する。排土処理は調査効率が上がるよう、ベルトコンベアやキャリダンプ等の機械力を使用することが多いが、調査環境によっては一輪車等人力によって行う場合もある（遺構検出、遺構掘削の工程も同じ）。</p> <p>遺物の取り上げは、通常の堆積による遺物包含層の場合、グリッド単位で層位ごとに取り上げることが基本とするが、原位置を保ち出土位置に意味がある場合、または堆積状況に何らかの重要な情報（倒壊・焼失・遺棄等）が認められると判断される場合は、必要に応じてグリッドをさらに細分する等の方法で精査して出土状況を記録した上で、慎重に取り上げる。</p>	<p>遺物出土位置記録 (遺物台帳等)</p> <p>遺物出土状況写真、映像記録 遺物出土状況図 (廃棄位置がわかる土器溜まり等)</p>
<p>遺構検出</p> <p>遺物包含層の掘削後、遺構確認面の精査を行う。通常この段階で遺構の状況が概ね把握され、大まかな遺跡の内容が把握される。</p> <p>遺構確認面の精査はジョレン・草削り・移植ゴテ等を用いて人力で行う。遺構の平面形や遺構間の重複関係等が確認できる場合は、写真等の必要な記録をとる。またこの段階で、遺構の性格判定やその掘削方法を検討・記録するために、遺構配置状況を記した遺構配置図を作成する。</p> <p>都市遺跡や城館跡では、石積みを用いた遺構もあることから、特にそのあり方（石垣の基礎組や裏込め等）に留意する。掘立柱建物の検出では、廂や間仕切りの存在や建替えの有無にも注意する。</p> <p>特に、官衙遺跡等の大型掘立柱建物では、遺構検出段階での高所からの写真撮影が必要である。</p>	<p>遺構検出状況平面図</p> <p>遺構検出状況写真・映像記録 遺構検出状況空中写真 遺構配置図</p>
<p>遺構埋土の掘削（別紙2-2（1）参照）</p> <p>遺構検出で確認した遺構の切り合い関係をもとに、新しい遺構から順に掘り下げを行う。遺構の規模や種別、残存度によって調査方法は様々だが、具体的な遺構の調査工程の内容について、堅穴建物を例に示すと、別紙2-1（1）のとおりである。</p>	<p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断・立面図 ・遺構平・断・立面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況図・写真 ・映像記録
<p>検出遺構の記録作業</p> <p>それぞれの遺構が掘り上がった後、図面や写真による記録作業を行う。遺構の規模や種別・残存度によって記録方法は様々であるが、具体的な記録作業については「堅穴建物の標準」を準用する。寺院・官衙跡、城館跡における「礎石」、「塔心礎」等の記録作業も「堅穴建物の標準」を準用する。</p>	

※見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺物出土位置記録（遺物台帳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面位置、標高、出土層位、調査区等必要な情報を記録したもの。電子媒体に記録したものでもよい。 <p>遺物出土状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺物出土状況図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/5～1/20 程度 平面図及び立面・断面図又は、平面図にレベルの記入されたもの。 	<p>遺物は、出土した遺構や層位等との関連性が明らかになって初めて資料的価値を有する。したがって、遺物の出土位置が有意（倒壊・焼失・投棄等）と認められる場合には、その記録をとる必要がある。ただし、通常の堆積状況を示す遺物包含層の場合はグリッド・層位ごとの記録とする。</p> <p>なお、遺物包含層中であっても、遺構との密接な関係が想定される場合や何らかの重要な情報が認められると判断される場合には、それぞれの出土位置情報を記録することもある。</p> <p>また、遺物の出土状況において、重要な情報を有し、かつ写真のみでは十分にその情報が記録できない時には、遺物の出土状況図を作成する必要がある。</p>
<p>遺構検出状況平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の切り合い関係を示す図面 縮尺は状況に応じて選択 <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 考古学的な重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 程度 遺構の番号、位置や切り合い関係、埋土等の情報を整理した図面。 	<p>遺構はその性質上、掘り上げてしまえばその内容について再検証することは極めて困難である。したがって遺構の重複関係が平面的に確認できる場合等には、より客観的な記録保存を行うために検出時の記録をとる必要がある。</p> <p>ただし、遺構検出状況は写真で十分表現できないことも多く、遺構平面の検出状況やその考古学的重要性を考慮した上で、写真撮影の必要性を個別に判断する。</p> <p>また、遺構配置図は、遺構相互の関連や重複関係の矛盾等を検討し、全体の遺構変遷を整理、検証しつつ掘削を進める上で有効であるので、この段階で作成する。</p>
<p>遺構平・断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/10～1/20 程度 <p>遺構平・断面写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>遺物出土位置の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺物台帳等。電子媒体に記録したものでもよい。 <p>遺物出土状況図・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面は縮尺 1/10～1/20 程度 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>映像記録</p>	<p>主として遺物と遺構の関係や遺構の埋没過程についての記録が主要な成果品となるが、本工程は発掘調査の中核をなす部分であり、各種遺構・遺物のもつ重要度にあわせて適切な記録をとる必要がある。</p> <p>各種遺構の完掘状態の記録は、調査記録として利用される頻度が最も高いものであり、その重要度や性格に関する情報を客観的かつ十分な精度を保つ方法によって記録する必要がある。</p>

都市遺跡、近世遺跡、寺院・官衙跡、城館跡⑤

発掘作業工程	必要となる成果
<p>調査区全体図作成・全体写真撮影 全体の遺構掘削終了時に行われる遺跡（調査区）全体や遺構のまとまりごとの図面作成及び写真撮影。遺跡全体の状況が一目で把握できる総括的な記録であり、利用される頻度も高い。</p>	<p>調査区全体図・地形測量図</p> <p>調査区全体写真（空中写真）・映像記録</p>
<p>補足調査 遺構掘削と全体の記録終了後、遺構内部の断ち割り調査や遺構面の下層にさらに遺構や遺物がないか等を確認するため、必要に応じて部分的にトレンチを入れて確認する。下層に調査が必要となる遺構や遺物包含層が確認された場合には、表土等の掘削から補足調査までの作業を繰り返す。</p> <p>遺跡によっては、その性格や年代を把握する上で自然科学分析を行う場合がある。この場合、必要なサンプルの採取と分析を行うが、専門家（専門業者）による採取が必要な場合もある。</p>	<p>トレンチ位置図</p> <p>断面土層図・写真等</p> <p>土層剥ぎ取り・遺構切り等成果品</p> <p>分析委託成果品</p>
<p>埋め戻し 調査後の埋め戻しは行わないことを原則とするが、調査現場の安全管理上、または遺跡・遺構の保存等の理由により、土のうや砂、真砂土等により調査区の埋め戻しを行う場合がある。 なお、遺跡や遺構の保存等の理由により埋め戻しを行う際には、埋め戻しの手法や保存した遺構の位置等について具体的な記録を残しておく必要がある。</p>	
<p>撤収・引き渡し 現地調査が完全に終了する前に、調査漏れの事項がないか再度確認を行う。 確認終了後、発掘機材の撤収や現場事務所等調査に関連する設備等の撤去作業を行う。 撤去後の現場は安全管理等に関する必要な措置をとり、速やかに本発掘調査の委託者等の関係者に報告し、現場の引き渡しを行う。</p>	

※見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>調査区全体図・地形測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/10～1/20 程度の平面図を縮小、合成して、1/100～1/200 程度、等高線間隔 20～25cm の全体図を作成するが、遺跡の規模・性格によって適宜選択する。 完掘時の遺構配置及び地形が表現されているもの。 <p>調査区全体（空中）写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常報告書に大型版で掲載される写真であり、それに耐えうる仕様のもの。 	<p>遺跡完掘時の記録は、その遺跡の全体像を把握する上で最も有効なものである。この時点における記録作成は不可欠であり、かつ十分な精度を持って行う必要がある。</p> <p>調査区全体図は、大規模な調査の場合は空中写真撮影・測量によることも多いが、調査面積等の条件によっては部分ごとの遺構平面図（縮尺 1/10 から 1/20 程度）を合成して作成することもある。完掘写真については、その遺跡の特徴が最大限に表現できるよう十分配慮する必要がある。特に大規模遺跡の場合は、遺跡全体が俯瞰できる写真による記録化が望ましいが、小規模な遺跡の全体写真は写真用やぐらまたは高所作業車等を用いることが多い。</p>
<p>トレンチ配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 既作成の平面図を利用してもよい。 <p>断面土層図・写真等</p> <p>→他の断面土層図の仕様に準じる。</p>	<p>工程「表土掘削」から工程「調査区全体図作成・全体写真撮影」のものに準ずる。</p>
<p>土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構・土層の種類に応じた仕様とする。標準的な手法によるものとし、試験研究途上の手法は避ける。 	<p>現状保存が困難であるが、その地域における歴史資料として極めて重要な意義を持ち、記録として最低限必要な場合には、遺構の切り取り・土層の剥ぎ取り・型取り等を行う場合がある。</p>
<p>分析成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者等に委託する場合が大半 各種の分析データ、それに基づく分析結果 標準的な手法による分析とし、試験研究的な手法による分析は避ける。 	<p>食生活の復元等のために食物残滓の分析を行う場合等、その遺跡、遺構を理解する上で必要不可欠な場合には、必要に応じて自然科学分析を行うことがある。</p>